

精華町国民健康保険病院の指定管理者の募集に関する要領

この要領は、精華町国民健康保険病院設置に関する条例（昭和43年条例第11号。以下「条例」という。）により精華町（以下「町」という。）が開設している精華町国民健康保険病院（以下「精華病院」という。）の管理を行う法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）の募集に関して、精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第26号。以下「手續条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定める。

I 公の施設の概要

1 名称等

(1) 名称 精華町国民健康保険病院

※病院の呼称は、町立病院として町民にわかりやすく、指定管理者の責任と信用も併せて表現できる名称を今後検討する。

※なお、呼称を用いる場合には、平成18年第1回定例会において条例の改正など諸手續を行う。

(2) 所在地 京都府相楽郡精華町大字祝園小字砂子田7番地

(3) 開院年月 昭和30年10月（昭和28年2月診療所として開設）
昭和57年5月全面改築（50床に増床し現在に至る）

(4) 病床数 50床

2 病棟構成 一般50床

3 敷地・建物

(1) 面積等 敷地面積 2,690.43㎡
建物の概要 地上3階、鉄筋コンクリート造
延床面積 2,569㎡（内保健センター部分540㎡）

※詳細は、Ⅶの参考資料の2「精華病院の平面図・立面図・断面図等の図面」を参照のこと。

(2) 付帯施設 駐車場（29台分）、自転車置場（約30台）

※ただし、併設施設の精華町保健センターとの共用とする。

(3) その他 職員宿舎・職員駐車場・職員用院内保育施設は、確保していない。

4 病院棟

(1) 1階 事務室（診察受付）、薬局、内科診察室（2室）、外科診察室、小児科診察室、検査室、採尿便所、処置室、点滴室、救急処置室（内視鏡室）、皮膚科診察室（内視鏡室）、一般撮影室、X線操作室（暗室含む）、X線TV室（更衣室含む）、整形外科診察室、薬剤倉庫、トイレ（男子・女子）、更衣室、当直室

- (2) 2階 事務室、CT室、院長室、当直室(2室)、医局、中央材料室(器材庫含む)、手術室Ⅰ、前室Ⅰ、エコー室、手術室Ⅱ、前室Ⅱ(浴室含む)、手術空調室、厨房、食品庫、事務室、休憩室、トイレ、職員食堂、リハビリテーション室、トイレ(男子・女子)、不潔庫、印刷室、更衣室、倉庫
- (3) 3階 ナースセンター(休憩室含む)、6床室(7室)、個室(6室)2床(重症病)室、自炊室、浴室(脱衣場含む)、トイレ(男子・女子)、身障者トイレ、洗濯・洗面所、倉庫、リネン室
- (4) 病室 6床室 約33.64㎡(約5.8m×約5.8m)
 個室 約9.86㎡(約3.4m×約2.9m)
 2床(重症病)室 約20.445㎡(約5.8m×約3.525m)

※詳細については、図面と実態に差異がある場合があるので、図面等を参照のうえ、現地を視察するなどして、把握すること。

II 指定管理条件

1 指定管理者が行う業務の範囲及びその内容

(1) 診療等に関する業務

- ・入院診療、外来診療等の医療及び医療関連行為並びに関係事務

※内容は、別記「指定管理者が実施する医療等」によること。

(2) 精華町国民健康保険病院使用料並びに手数料に関する条例施行規則(平成8年規則第6号)第3条第1号の規定に基づく手数料の徴収に関する業務

- ・各種証明書等の交付及び文書料の徴収
- ・収入調定、納入通知、収入の受入等及び関連事務

※徴収金は、精華町一般会計に納入する。

※徴収事務に関しては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づく収納委託事務契約を別途締結する。

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

①施設及び設備の維持管理

- ・町の財産である土地、建物、設備及び付帯施設の維持管理は、指定管理者が行う。
- ・業務内容により法令等に定める有資格者を配置すること。

②施設及び設備の改良・改修並びに保守・修繕

- ・建物、施設、設備等の改良・改修工事は、指定管理者と町で事前に協議する。実施する場合の費用の一部は町が負担する。
- ・建物、施設、設備等の保守・修繕等は、指定管理者が実施し、指定管理者の負担とする。

③備品管理等

- ・備品(医療用機器、患者用・事務用什器備品類等)の維持管理は、指定管理者が行う。
- ・備品の更新は、必要に応じて指定管理者が行い、指定管理者の負担とする。

(4) その他の業務

- ・開設者が町であることの趣旨を理解し、町の行政運営に積極的に協力すること。
例：町の地域医療・保健予防・福祉との連携、(仮称)地域医療推進協議会への参画、災害時への対応、町民の健康危機への対応等
- ・詳細については、別途協議する。

※台風・地震・火山噴火など、異常な自然現象が原因の社会的、経済的な被害をもたらす自然災害、又事故や火事等により、土地、建物、設備及び付帯施設等に大規模な被害が発生し、前掲の「指定管理者が行う業務の範囲及びその内容」の実施に支障をきたす場合は、別途協議する。

2 管理に係る経費等の取扱い

(1) 収入

①利用料金制の採用

精華病院において指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を収入として収受するものとする。ただし、その金額は、地方自治法第244条の2第9項の規定に基づき、あらかじめ精華町の承認を受けなければならない。

※精華町国民健康保険病院の使用料並びに手数料に関する条例（昭和39年条例第12号）第2条第1号から第6号までに規定する使用料を利用料金として収受する。

②町からの受託事業の取扱い

公衆衛生等の町からの受託事業は、町と指定管理者との受委託契約によるものとし、指定管理者の収入とする。

③証明書等交付及び手数料徴収事務交付金

地方自治法施行令第158条第1項の規定により締結する収納委託事務契約に基づき、精華町一般会計に納入された徴収金に相当する額を、証明書等交付及び手数料徴収事務交付金として、指定管理者に交付する。

④政策的医療交付金

町の要請により実施した政策的な医療に伴い損失が生じた場合は、予算の範囲内で政策的医療交付金を指定管理者に交付することによって助成する。

(2) 経費

①管理経費等

指定管理者は、精華病院に係る管理経費を指定管理者が行う業務の収入をもって充てる。

なお、管理によって生じる事業利益・損失は指定管理者の責任によるものとする。利益の還元を求めないが、損失の補填もしない。

②証明書等交付及び手数料に係る徴収金

指定管理者は、地方自治法施行令第158条第1項の規定により締結する収納委託事務契約に基づき徴収した徴収金を、精華町一般会計に納入するものとする。

(3) 町財産の貸与

町は、精華病院の土地、建物、設備、駐車場、及び指定管理者を指定して管理を

行わせる期間（以下「指定期間」という。）の開始の前日において存する医療用機器等の備品を、指定期間の間無償で貸与する。

無償で貸与する医療用機器等の備品については、協定書とは別に、無償貸与物件確認書を締結するものとする。

無償貸与した医療機器等の備品を破棄及び更新する場合は、町に届け出ることとする。

なお、無償貸与物件確認書に記載以外のものは、無償譲渡とする。

3 会計・経理の原則

精華病院に係る指定管理者の収入及び支出は、指定管理者自体の口座とは別の口座で管理するとともに、病院会計準則の適用の基に、精華病院の管理について、指定管理者の本部会計、既存の病院事業会計等と区分して、精華病院の損益計算書及び収支並びに貸借対照表を明らかにすること。

また、政策的な医療を実施した場合は、それに関する損益計算書及び収支並びに貸借対照表を明らかにすること。

4 指定期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日までとする。

5 管理の基準

(1) 平等利用の確保

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が精華病院を利用することを拒んではならない。また、住民が精華病院を利用することについて、不当な差別的扱いをしてはならない。

(2) 関係法令等の遵守

指定管理者は、関係法令及び条例等の規定を遵守する。

(3) 施設及び物品等の維持管理

施設及び物品等の維持管理を適切に行わなければならない。

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者が施設を管理するにあたり個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するための措置を講じなければならない。

個人情報の漏えい行為には、精華町個人情報保護条例（平成16年条例第4号）に基づく罰則が適用される。

(5) 守秘義務

指定管理者及び精華病院の業務に従事している者は、業務上知り得た秘密を外部に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職を退いた後においても同様とする。

(6) 書類の管理・保存

指定管理者が管理に伴い作成し、及び受領する書類等は、精華町文書保管保存等

に関する規程（平成15年規程第5号）を参考にし、別途定める基準に基づき管理・保存すること。

例：診療記録、看護記録等の医療関連業務の資料、財務関係資料（「管理」開始以前の資料も含む）

詳細については、別途協議する。

（7）情報公開

指定管理者は、精華町情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づき、管理に伴い作成し、及び受領する書類等の公開に努めなければならない。

（8）休診日及び診療時間

①休診日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

※上記の休診日に代替案がある場合は、提案すること。

②診療時間

- ・外来患者の診療時間は、提案すること。

※休診日及び診療時間ともに、利用者の利便を考慮し、町長と指定管理者が協議して定めるものとする。

6 計画・報告等

（1）事業計画書の提出

指定管理者は、毎年度事業計画書を作成及び提出し、町の確認を得ること。

町は、内容を確認する際に必要に応じて指定管理者に対して意見を述べるができる。

例：毎年度の事業計画書、中期経営計画等

（2）事業報告書の提出

指定管理者は、毎会計年度終了後2月以内に、精華病院の管理の業務に関し、事業報告書を作成し提出すること（地方自治法第244条の2第7項）。

また、協議により別に定める管理及び経営に関する書類を提出すること。

例：事業報告書及び決算書、毎月の業務状況報告書（患者数・収益状況等に関する書類）

（3）外部監査の報告

指定管理者は、毎会計年度ごとに外部監査を受け、その結果を町に報告すること。なお、外部監査は、公認会計士又は監査法人による財務諸表監査とし適正性を確保できるものであること。

（4）報告・指示等

町は、指定管理者による管理の適正を期するため、指定管理者に対して、精華病院の管理の業務又は経理の状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行う（地方自治法第244条の2第10項）。

町は、町監査委員において、必要があれば、指定管理者の当該事業に係る出納そ

の他の事務に関し、関係人の出頭、記録の提出を求める等の監査を行うことができる（地方自治法第199条第7項）。

病院長の任免その他管理に関する重要な事項を変更しようとするときは、あらかじめ町に届けること。

7 指定管理者と精華町の責任分担

以下に掲げる事項については、指定管理者が責任を負うものとする。

- ・運営の基本的な考え方
- ・広報
- ・施設の管理運営
- ・施設及び設備の維持管理
- ・施設及び設備の改良・改修
- ・施設及び設備の保守・修繕
- ・医療機器・備品の管理・購入
- ・医療事故等賠償責任保険
- ・施設賠償保険、火災保険
- ・苦情対応
- ・事故対応

ただし、運営の基本的な考え方、広報、施設及び設備の改良・改修、苦情対応、事故対応については、町が側面的支援を行うものとする。

なお、上記に掲げる事項以外で責任の負担者を定める場合は、町と指定管理者が協議するものとする。

8 指定の取り消し等

(1) 指定の取り消し

指定管理者が必要な指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、町はその指定を取り消すことがある（地方自治法第244条の2第11項）。

この場合、指定管理者の指定の取り消しにより町に損害が発生するときは、町はその損害を請求することができる。

(2) 指定管理者が指定の辞退を求める場合

指定管理者が、指定期間中に自己の理由により指定の辞退を求める場合は、2年以上の期間をおいて申し出、町と協議するものとする。

この場合、指定管理者の指定の辞退により町に損害が発生するときは、町は賠償を受けただうえで、指定の取り消しを行う。

(3) 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が満了したとき、若しくは指定が取り消されたときは、必要に応じて速やかに原状回復し、町に土地、建物及び付帯設備等を引き渡さなければならない。

なお、原状回復の詳細については、協議によるものとする。

Ⅲ 申請の手続き

1 応募資格

京都府、大阪府及び奈良県内に主たる事務所又は病院を置く法人若しくは団体、又は平成19年4月1日までに認可を見込む法人（以下総称して「資格法人等」という。）であって、次の（１）～（５）までのいずれかに該当するものとする。

- （１）医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定するもの
- （２）私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- （３）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設しているもの
- （４）民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人のうち、病院の運営を目的とするもの
- （５）医療法第39条第2項に規定する医療法人

2 申請に必要な書類（以下「申請書等」という。）

指定管理者の指定を受けようとするものは、提出期間に次に掲げる書類を指定の場所まで持参し、提出すること。

- （１）精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年規則28号）第3条の規定に基づく指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）
- （２）事業計画書及び収支計画書
- （３）資格法人等の経営状況を説明する書類
- （４）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- （５）法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- （６）資格法人等の事業及び活動内容に関する書類
- （７）開設している病院がある場合は、その事業実績に関する書類並びに過年度3期間の病院事業報告及び決算書
- （８）その他町長が必要と認める書類

3 事業計画書及び収支計画書の作成要領

事業計画書及び収支計画書の作成にあたっては、次に掲げる内容を記載するものとする。

なお、仕様は、A4版、片面印刷、横書きとし、A4版ファイルに綴じ込むこと。

（１）事業計画書

- ①別記「指定管理者が実施する医療等」において提案や考え方を求めている内容について
- ②町を退職して再就職を希望する職員の受け入れに対する考え方と具体的な条件について
- ③医師の確保に係る具体的な方策について

- ④地元医師会との連携、協力など病診連携に係る具体的な方策について
- ⑤公衆衛生等の町からの受託事業への対応の考え方について
- ⑥精華町訪問看護ステーションなど在宅医療との連携の考え方について
- ⑦町内介護老人福祉施設等との連携の考え方について
- ⑧町が政策的な医療の実施を要請した場合の考え方について
- ⑨災害時及び町民の健康危機への対応の考え方について
- ⑩個人情報の取扱い、守秘義務、書類の管理・保存、情報公開の考え方について
- ⑪環境への配慮に関する対応の考え方について
- ⑫施設及び設備の維持管理並びに効率的な施設運用の考え方について
- ⑬併設の保健センターを病院施設として利用する場合の考え方について
- ⑭施設の中長期的な改修の考え方について
- ⑮開院準備に係る対応と考え方について

(2) 収支計画書

- ①収支計画の基本的な考え方について
- ②事業計画書に基づく指定期間内の収支計画書

4 提出部数

正本1部、副本1部

5 現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催するので、応募予定者は出席すること。

- (1) 日時 平成17年10月11日(火) 午後1時30分から4時30分まで
- (2) 場所 精華町役場201会議室
- (3) 内容 ①募集要領の説明
②現地視察(マイクロバスで精華病院へ移動)

6 質問事項の受付

募集要領の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

平成17年10月11日(火)から平成17年10月17日(月)までの午前9時から12時及び午後1時から4時30分まで。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

(2) 受付方法

質問票(別紙様式1)に記入の上、Ⅷに掲げる問い合わせの窓口に直接提出のこと。ただし、郵送、ファクス、電子メールで提出する場合は、収受を明確にするため、事前に電話で連絡のこと。

なお、質問票の様式(ワード)が必要な場合は、連絡のこと。質問票の様式をメールで送付する。

(3) 回答方法

平成17年10月21日(金)に一括して文書で回答するとともに、ホームページに掲載する。

なお、個別回答は行わない。

また、回答内容は、必要に応じ、この要領の追加又は修正とみなす。

7 申請書等の提出期間

平成17年10月11日（火）から平成17年10月28日（金）までの午前9時から12時及び午後1時から4時30分までにⅧに掲げる申請書等の提出場所に直接提出のこと。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

8 その他

(1) 町が必要と認めたときは、追加資料の提出又は事業計画書等のプレゼンテーションの実施を依頼することができる。

(2) 申請書等の提出書類作成提出等の一切の経費は、応募者の負担とする。

(3) 申請書等の提出書類は、公表しない。ただし、応募者名、審査結果等については、情報公開の対象として公表するものとする。

(4) 提出書類は、返却しないものとする。

(5) 応募予定者に、Ⅷに掲げる問い合わせの窓口で、この要領とともにⅦの参考資料を配布する。

(6) 次の資料を精華町立図書館で閲覧することができるので、参考にすること。

①精華町国民健康保険病院・精華町立けいはんな診療所のあり方に関する調査報告書

②精華町国民健康保険病院 患者実態調査

③精華町国民健康保険病院 入院患者アンケート調査

④精華町国民健康保険病院 外来患者アンケート調査

⑤精華町国民健康保険病院 職員意識調査

IV 指定管理者の選定方法等

1 指定管理者選考委員会の設置

精華町国民健康保険病院指定管理者選考委員会設置要綱（平成17年要綱第42号）第1条の規定に基づき、精華町国民健康保険病院指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選定方法

町長は、選考委員会が行う申請資格法人等の申請書等の審査及びヒアリングの結果を受け、指定管理者の候補者を選定し、精華町議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

なお、ヒアリングの日時及び場所は別途通知する。

3 選定要件

次の①から④までのいずれにも該当する者の中から、精華病院の設置の目的を最も効果的に達成できると認められたものを指定管理者として指定する。

- ①精華病院の管理を安定して行う能力を有するものであること。
- ②その事業計画の内容が、町の医療、保健、福祉を結ぶ中核的な機関として、良質な医療の提供が図られるものであること。
- ③その事業計画の内容が、精華病院の利用を促進し、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④安定した財政基盤を有し、医療に関する知識及び経験を有する必要な数の職員を確保する見込みがあるものであること。

4 職員の受け入れ

指定管理者は、町を退職して再就職を希望する職員を優先的に採用すること。

V 指定後の手続き

1 指定管理に関する協定

(1) 協定の締結

町と指定管理者は、管理に関する経費及びその他の病院の運営に関して、手続条例第7条の規定に基づき、必要な事項について協定を締結する。

(2) 権利義務の譲渡禁止

指定管理者は、協定によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(3) 業務委託の届出

指定管理者が、精華病院の管理目的達成のため、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ町に届け出るものとする。

2 開院準備

(1) 備品について

指定管理者が管理を開始するにあたり必要な備品（医療用機器、患者用・事務用什器備品類等）は、指定管理者の負担と責任において整備すること。

備品のうち使用可能なものは、無償で指定管理者に引き渡すものとするが、移設及び移設に伴う機器の調整費用は、指定管理者の負担とする。

詳細については、別途協議する。

(2) 運営マニュアルの作成

精華病院の運営に係る計画を具体的に履行するため、それに基づいた各部門のマニュアルを策定すること。費用は指定管理者の負担とする。

(3) 職員研修

運営マニュアル、医療機器、設備類等の運用・操作等について、十分な教育研修を行い滞りなく移管できるようにすること。費用は指定管理者の負担とする。

(4) 病院名等の表示

外壁看板や院内サインの設置は、指定管理者の内装やデザイン等の統一の見地から指定管理者が費用を負担して行う。

(5) 患者情報の引き継ぎ

精華病院のカルテ・フィルムなどの患者情報は、指定管理者に引き継ぐ。

なお、患者情報の引き継ぎにあたっては、Ⅱの5に掲げる(4)個人情報の取扱い、及び(5)守秘義務の管理の基準に基づき、実施するものとする。

Ⅵ スケジュール

1 公募

- ・告示 平成17年10月 5日(水)
- ・募集要領の配布 平成17年10月 5日(水)～10月21日(金)
- ・現地説明会 平成17年10月11日(火)
- ・質問事項の受付 平成17年10月11日(火)～10月17日(月)
- ・質問の回答日 平成17年10月21日(金)
- ・申請書等の提出期間 平成17年10月11日(火)～10月28日(金)

2 指定管理者候補者の選定

- ・選考委員会 平成17年11月上旬～中旬(予定)
- ・選定 平成17年11月下旬(予定)

3 指定管理者の指定

- ・指定管理者の上程 平成17年12月上旬(予定)(第4回定例会)
- ・指定(告示) 平成17年12月下旬(予定)

4 協定書の締結

平成18年 3月(予定)

5 管理の開始

平成18年 4月 1日(土)

Ⅶ 参考資料

- 1 「病院概要」平成17年度版
- 2 精華病院の平面図・立面図・断面図等の図面
- 3 精華病院の平成14年度から平成16年度までの決算書及び決算参考資料
- 4 平成12年及び平成17年の4月1日現在の人口資料(大字別・年齢階層別・男女別、開発既存地域別・年齢階層別・男女別)
- 5 その他町長が必要と認める資料

Ⅷ 申請書等の提出場所及び問い合わせ先

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地
精華町民生部衛生課地域医療係

電話：0774-95-1905

ファクス：0774-95-3974

電子メール：tiikiiryoud@town.seika.kyoto.jp

指定管理者が実施する医療等

病院運営上の理念、運営方針を示すこと。その上で、現在精華病院が実施する医療等の内容（Ⅶの参考資料の1「病院概要」平成17年度版を参照）を踏襲することを基本とし、新たな提案を求めるものとする。

1 診療科目

内科、外科、整形外科

※現在休診中の小児科、皮膚科も含め、新たに設置できる診療科目はないか、検討し、提案すること。

※代替案がある場合は、その内容について提案すること。

2 医療機能等

(1) 基本的医療機能

地域医療機関との連携のもとに、急性期と慢性期を兼ね備えた医療を提供すること。

※代替案がある場合は、その内容について提案すること。

(2) 外来診療

・各診療科の診療は、できる限り毎日行い、患者が受診しやすいように配慮すること。

※外来診療日、時間、体制などについてその具体的考え方を示すこと。

※院内・院外処方考え方を示すこと。

(3) 入院診療

・安全管理、感染管理に十分配慮した運営を行うこと。

※夜勤体制、交代勤務体制についてその具体的考え方を示すこと。

(4) 看護

・看護部門の組織を確立し、適切な運営を行うこと。

・患者の状況に応じた適切な看護ケアを行うこと。

・看護基準、手順が定められていること。

・体系的な継続教育を行うこと。

※看護部門の理念と目標を示し、体制、継続教育の体系、看護基準についてその具体的考え方を示すこと。

(5) 救急医療

・診療時間外の救急に対応するため従事する医師を配置し、24時間365日の二次救急医療体制を組むこと。

・詳細については、別途協議する。

※代替案がある場合は、その内容について提案すること。

(6) 政策的医療

・町の要請があった場合は、政策的な医療を実施すること。

※政策的な医療を実施することに伴う損失は、別途「政策的医療交付金」を交付することによって助成する。

※詳細については、別途協議する。

(7) 医療の質を向上するための取り組み

以下の取り組みを推進すること。

- ・事故予防、安全管理及び院内感染防止対策（管理体制、マニュアルの策定、研修等）
- ・患者本位の医療の提供（インフォームドコンセント、カルテ開示、病院サービス改善委員会の設置等）及び療養環境の向上
- ・地域医療の質の向上のための取り組み（医師会・地域医療機関・福祉施設・保健所・大学等関係団体との連携及び支援、保健予防行政への協力及び連携、地域医療連携室の設置等）
- ・医療データベースの構築と情報提供（電子カルテ、クリティカルパス（標準治療計画）の導入、医療情報システムの導入）
- ・町民参加の推進（情報公開の推進、（仮称）地域医療推進協議会への参画、広報公聴活動等）

※上記の取り組みについて考え方を示すこと。

(様式1)

質問票

■法人等の名称：

■担当者名：

■連絡先：所在地：

電話：

ファクス：

メールアドレス：

質問項目	質問内容

精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

精華町長 様

申請者 所在地
団体等の名称
代表者氏名

印

指定管理者指定申請書

精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称

2 添付書類

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類